資料２

令和7年度　指定介護予防支援事業所運営指導の結果について

１　実施目的

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第23 条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防支援実施状況を現地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護予防支援の質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

２　実施日程等

〇実施期間：令和 7 年 9 月 3 日～令和 7 年 10 月 28 日

〇対象事業所数：計 18 事業所

・前年度運営指導未実施の事業所のうち「原則 3 年に 1 度」行うべきものとして、18 か所を選定した

３　実施方法

事前に 1 件の介護予防サービス計画書（プラン）等の提出を受け、それをもとに介護予防支援の実施状況について確認するとともに、プラン作成者には介護予防支援の具体的な取扱方針を基に作成した自己点検シートを用いてのプランの評価を依頼し、当日、その結果に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営状況の確認、事前に提出を受けたプラン等以外のプラン等（委託により作成されたものを含む。）の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認を行った。

指　導　項　目	
１　基本方針	①　サービス事業所を公正中立に選定しているか
２　人員に関する基準	①　人員基準が遵守されているか
３　運営に関する基準	①　委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか
	②　内容及び手続の説明及び同意は適切に行われているか
	③　受給資格等は適切に確認されているか
	④　運営規程は基準を満たした適切な内容であるか
	⑤　勤務体制は明確になっているか
	⑥　業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	⑦　利用者からの苦情に適切に対応しているか
	⑧　事故発生時の対応は適切か
４　介護予防支援の実施状況	①　ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
５　介護報酬の算定	①　給付管理を適正に実施しているか
	②　介護報酬を適正に算定しているか

４　指導結果

（１） 総括

全体としては、おおむね適切に事業運営がなされていた。

実施状況が適切ではない場合で、その内容が軽微だった事業所については、その場で口頭指導を行った。なお、不適切な状況等が確認された事業所については、文書指摘等を行う予定。

（２） 各指導項目の実施状況

確認事項	指摘内容
基本方針	・適切に実施されていた。
人員に対する基準	・適切に配置されていた。
運営に関する基準	・運営規程について、虐待防止のための措置に関する事項に係る記載がなかった事業所 3 か所について、文書指摘を行う予定。 ・重要事項説明書等について、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の記載が適切でなかった事業所 1 か所について、文書指摘を行う予定。
介護予防支援の実施状況	・サービス担当者会議が適切に実施されていなかった事業所 1 か所について、文書指摘を行う予定。 ・モニタリングが適切に実施されていなかった事業所 1 か所について、文書指摘を行う予定。 ・アセスメントが適切に実施されていなかった事業所 1 か所について、文書指摘を行う予定。
介護報酬の算定	・適切に実施されていた。

５　今後の対応

運営指導を実施した 18 事業所に対して指導結果を通知し、改善を要する事項については、文書による報告を求めた上、改善状況を確認する。